積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

# 工 事 設 計 書

事	業	年	度	令和 7年度			
設	計	年	月	令和 年 月			
予	算	科	目	款    項	Į	目	節
工	事	場	所	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	一地内		
路線	名又に	は河川	名等				
工	事	•	名	歩道整備工事(宇多野嵐山山田	1線)		
工			期	契約日の翌日から令和 8年 3月	13日まで		
事	業	課 (所	·) 名	西部土木みどり事務所		単価使用年月	令和 年 月
工	事	番	号			歩掛適用年月	令和 年 月
変	更	口	数			基準適用年月	令和 年 月
主	I	•	種			単 価 地 区	
前	払 会	金支	: 出			調整区分	

# 京都市 建設局



工事概要

I	事延長				m	18. 3
プ゜	レキャスト床版	枚	13	仮設工	式	1

施工理由

本工事は、主要府道宇多野嵐山山田線における歩道部の側溝蓋(板石)に段差が生じており、歩道利用者の安全な通行に支障をきたしていることから整備し、安全な通行を確保するものである。

			設計	領	請負	額
			金額	増減額	金額	増減額
_	事費	前回	円	ш	円	Н
	尹	今回	円	[]	円	
内	工事価格	前回	円	ш	円	П
F3		今回	円	[]	円	
訳	消費税相当額	前回	円	ш	円	Д
口人	仍复忧怕当饿 	今回	円	[3]	円	
支	給 品 費	前回	円	Ш	円	Д
	和 叩 負	今回	円	[]	円	

# 京都市 建設局

# 積算参考資料 (間接費補正一覧)

単	価	 使	用	年	月	2025年7月	
· ·							
歩	掛	適	用	年	月	2025年7月	
基	準	適	用	年	月	2025年7月	
単	,	価	地		区	2601: I 地区	
調	ļ	整	区		分	単独工事	
共通仮	設費(	率計上	)				
主	た	Z	<i>.</i>	エ	種	04:道路改良工事	
施	工	地填	英 等	補	正	一般交通影響有り(2)-2	1.2
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管	理費						
施	エ	地填	英 等	補	正	一般交通影響有り (2) -2	1.1
I	С	T 施	i I	補	正	補正なし	1.0
週	休	2	日	補	正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管	理費						
前打	ム金支	出割。	合によ	る補	正	補正を行わない	1.00
財	団 法	人等	によ	る補	正	補正を行わない	1.00
契;	約保	証に	係る	補正	率	補正しない	0.00%

# 見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費 (諸雑費込) 等の区分	備考
排水構造物工	側溝工	プレキャスト床版	1200 × 1000 × 125		枚	101, 700	材工共	
構造物撤去工	構造物取壊しエ	板石取壊し	積込含む		m2	5, 551	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生石材運搬			m3	18, 190	施工費	
構造物撤去工	運搬処理工	発生石材処分			m3	35, 100	処分費	

# 設計内訳書(本01)

工事名 歩道整備工事(宇多野嵐山山田	事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装					
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装							
		式	1				
排水構造物工							
		式	1				
側溝工			_				
		式	1				
プレキャスト床版	1200×1000×125		1				
		枚	13				
調整コンクリート工	シ゛ェットコンクリート		10				(概)
		m3	0.3				
構造物撤去工		mo	0.0				
		式	1				
構造物取壊し工		77	1				
		式	1				
構造物とりこわし	無筋構造物、人力施工	77	1				
		m3	0.3				
板石取壊し	積込含む	ШЭ	0. 3				
		m2	15				
運搬処理工		1112	13				
		式	1				
	殻種別:コンクリート殻(無筋)	1(	1				
		m3	0.3				
	・ 裁種別:コンクリート殻(無筋)	GIII	0. 3				
		m3	0.3				
殼運搬		mə	0. 3				
		m3	0.2				

- 1 -

京都市

# 設計内訳書(本01)

工事名 歩道整備工事(宇多野嵐山山田紀	線)	事業区分 工事区分	道路新設·改築 舗装				
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殼処分	裁種別:アスファルト殼						
		m3	0. 2				
発生石材運搬							
		m3	2				
発生石材処分							
		m3	2				
仮設工							
		式	1				
路面覆工							
		式	1				
覆工板設置・撤去	側溝用型枠、アスファルト仮復旧		-				(概)
		m2	1				
交通管理工							
		式	1				
交通誘導警備員	В						
		人目	18				
概略発注工		7,011					
		式	1				
概略発注工							
		式	1				
概略発注工			-				
		式	1				
概略発注工		-					
概略発注工を除く直接工事費の 18.9%以内		式	1				(概)を参照
直接工事費							
		式	1				

- 2 -

京都市

# 設計内訳書(本01)

工事名 歩道整備工事 (宇多野嵐山山田線)						
規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	式	1				
	<u>+</u>					
	1人	1				
	規格	式式	式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1 式 1	式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1	式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1  式 1	現格   単位   数量   単価   金額   数量・金額増減   式   1   式   式

- 3 -

京都市

### 特 記 仕 様 書(個別工事編)

### 工 事 名 歩道整備工事(宇多野嵐山山田線)

#### 工事場所 京都市右京区嵯峨天龍寺造路町地内

#### 1 一般事項

#### 第1条(適用)

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携(以下「請負工事必携」という。)(令和6年8月)」及び「特記仕様書(全工事共通編)(令和6年8月)」によらなければならない。 なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書(全工事共通編)及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事(土 木、舗装、樹木等)の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書(全工事共通編)

(https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html)

#### 第2条(受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施)

1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象(受注者希望方式による「月単位の週休2日」)であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領 |

(<a href="https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html">https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html</a>) に基づいて実施する。ただし、「通期の週休 2 日 | は必須である。

- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議 し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の 週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点 対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」(4週8休であることを明記すること)である旨を明 示すること (様式不問)。

#### 第3条(前払金)

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証(中間前払金保証を含む。)について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照(https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf)

#### 2 現場条件に関する事項

#### 第4条(現場条件)

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

- 1 隣接地権者との調整をしっかり行い工事を進めること。
- 2 その他については、監督職員の指示に従うこと。

### 第5条(施工時間)

施工は夜間とし、標準的な作業時間帯は、21時~6時とする。ただし、所轄警察署と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

#### 第6条(工事規制)

1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html

- (1) 年末年始規制
- (2) 観光規制

規制種別	規制路線	規制期間	規制内容
79℃中171至771	及び地域	\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	\\(\rangle \) \(\rangle \) \(\r
	幹線道路		規制期間中は、新たな工事に 着
年末年始			手し、又は工事区域を拡大し て
規制	   準幹線道路	12月20日~1月5日	はならない。ただし、道路の 仮
別則	半针脉坦的		復旧等、一般交通に開放する た
			めの工事はこの限りでない。
	道路工事規	10月の最終土曜日	
知业担组	制図 に記	~11月の最終日曜日(ただし、	規制期間中は、原則として工 事
観光規制	載する地域	12月1日が 土曜・日曜の場合	を中止すること
	及び路線	は12 月最初の日曜日まで)	

#### 第7条(交通誘導警備員)

1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所周辺	3 名	交通誘導警備員B3名	夜 間	無

#### 3 監督職員の確認に関する事項

#### 第8条(材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料(見本を含む)」との照合、搬入された材料等の外観(角欠け、ひび割れ等)、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法(幅、長さ、高さ)及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料(納品書、納品伝票も可)を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

#### 土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材料·製品	備考
プレキャストコンクリート製品	「品質管理基準及び規格値」
(JIS I類、JIS Ⅱ類含む)	(区分・項目・方法・頻度)

### 第9条(段階確認)

受注者は、共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録(出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等)と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認(「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む) (「共通仕様書(3-1-1-4)の「表3-1-1段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細別	確 認 項 目
側溝工	プレキャスト床版	天端高 (両端)

#### 第10条(立会確認)

受注者は、次表に示す内容について、監督職員と現地で立会を行い、確認するものとし、監督職員が 確認するまでは次の作業に進んではならない。

項目	確 認 方 法・目 的 等
工事箇所の境界確認	本工事箇所に隣接して第三者の所有する土地があるこ
	とから、工事箇所の境界について、現地で監督職員と立
	会い、その位置や形状等を確認すること。

#### 4 建設副産物に関する事項

#### 第11条 (建設副産物の適正処理)

#### 1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」 (最終改正平成23年4月1日)及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」(最終改正平成16年4月1日実施)を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

#### <産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備	考	
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の			
コンクリート塊	許可を受けた施設		設計運搬距離	
(無筋)【夜間】	京都府亀岡市篠町王子石原畑1番1、王子狐ノ尾	$L=1\ 2.$	5 km	
	96 番 1、桜木 22 番 4			
アスファルト塊 (掘削)【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都府長岡京市勝竜寺近竹 1 番地	設計運搬距 L = 1 4.		
石材【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の 許可を受けた施設 京都市伏見区下鳥羽上向島町 102	設計運搬距 L = 1 1.		

#### 5 その他事項

### 第12条 (工事書類の提出)

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の 30 日前までに提出すること。また、完成 検査に必要な工事書類については、工期末の 15 日前までに提出すること。

また、週間工程表について、前週の木曜日17時までに監督員に提出すること。

#### 第13条(情報共有システムの利用)

1 本工事は、情報共有システム(以下「システム」という。)の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン (令和6年3月) (※)」(以下「ガイドライン」という。)を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定する こと。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に 係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」(以下「要領」という。)に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。 なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。
  - ※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html)

#### 第14条(受注者希望型における遠隔臨場の実施)

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

### 1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領(案)」(令和5年3月)及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い実施するものとする。

## 2 実施内容

(1) 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ(ウェアラブルカメラ等)の使用は、「段階確認」、「材料確認」 及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されること から、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

#### (2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査 に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

#### (3)費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に 関する実施要領(案)」(令和5年3月)の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変 更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

#### (4)成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

# 第15条(「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施)

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象(ただし、受注 者希望方式)であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」 (https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html) に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者 へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

### 第16条(その他の特記事項)

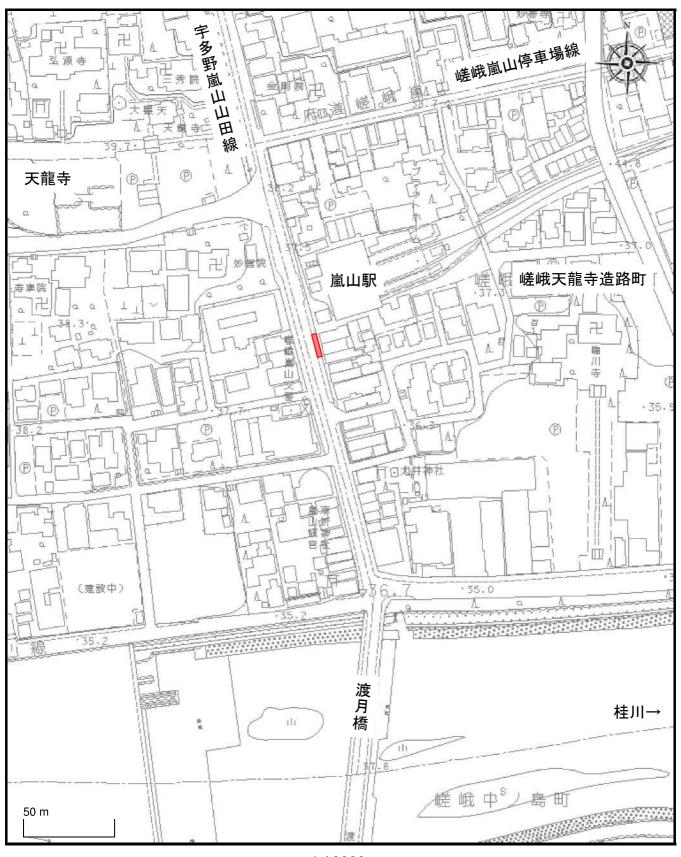
1 受注者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行い、 遺漏のないよう努めること。

なお、打合簿に添付する図面及び資料等については、やむを得ず口頭協議で協議を進めた場合でも、受注者は速やかに変更を必要とする根拠書類(図面、基準等)を作成し、打合簿にて設計変更協議を行うこと。

2 設計照査において、プレキャスト床版の設置天端高(両端)を示し、報告すること。

箇所図

# (京都市右京区嵯峨天龍寺造路町地内)



1 / 2000



工事施工箇所